

令和3年8月19日

保護者の皆様へ

みょうりんえん
京 都 市

緊急事態宣言下における子育て支援施設等の対応について

平素は、本市の児童福祉・青少年行政に御協力・御尽力いただき、誠にありがとうございます。

緊急事態宣言下における本市の方針等について、下記のとおりまとめましたので、お知らせします。

引き続き、感染拡大防止のための取組を徹底いただくようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

- ・ 当園においては、利用者や職員間の感染防止のため、万全を期したうえで、**緊急事態宣言を理由とした臨時休園等を行わず、運営を継続します。**
- ・ 運営を継続する中で、感染者が発生した場合は、状況に応じて、臨時休園を行います。
- ・ お子様に発熱や咳等の風邪の症状がみられる場合や利用に当たって不安を感じられる場合（発熱等の症状が改善してから24時間経っていない等（ただし医師が感染のおそれがないと判断した等を除く））は当施設に御連絡いただいたうえで、感染防止の観点から利用を控えてください。

2 感染拡大対策の徹底

各御家庭においては、感染拡大防止に十分留意していただいているところですが、新型コロナウイルスに「かからない」「うつさない」ために、感染予防・感染拡大防止を徹底していただきますようお願いいたします。

3 その他

- ・ 当園においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見などの人権侵害が生じないように、十分に配慮して指導しておりますので、保護者の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。
- ・ 京都市から登園自粛を求めた場合を除き、**自主的に登園を控えられた場合は、利用料等の返還対象とはなりません**
- ・ 新型コロナウイルス感染症におきましては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて保護者の皆様に御協力をお願いする場合がありますので、御承知おきください。